

## 令和5年度厚木市自治基本条例推進委員会第5回会議 会議録

1 日 時 令和5年12月12日（火）午後6時から7時30分まで

2 場 所 厚木市役所 第二庁舎 16階会議室

3 出席者 厚木市市民協働推進委員5人  
市民協働推進課長、市民協働推進係長、  
市民協働推進係主査、市民協働推進係主査

4 傍聴者 なし

5 案 件

- (1) 令和4年度における厚木市自治基本条例の運用状況の点検について  
(前回の続き)
- (2) 令和5年度市民参加手続の報告について

6 配付資料

- (1) 次第
- (2) 資料1 自治基本条例運用状況の点検に係る質疑
- (3) 資料2 令和5年度市民参加手続対象行為一覧（省略）

7 会議内容

- (1) 令和4年度における厚木市自治基本条例の運用状況の点検について

**【事務局】**

資料1に基づき、前回第4回会議で事務局の持ち帰りとなっていた質問に対して回答。

<質疑なし>

**【事務局】**

第33条の運用状況について説明

**【委員】**

No. 85の厚木市水辺パートナー制度について実施件数が0件となっている。  
今後も続けていく予定か。

**【事務局】**

こちらについては引き続きパートナーの募集を実施していく。

**【委員】**

担当課はどこか。

**【事務局】**

河川ふれあい課となる。

**【委員】**

No. 83 の輝き厚木塾の開設について、非常にいい講座やっていると聞いている。受講者数が増える方策を考えてほしいと思う。

**【事務局】**

基本的に、広報あつぎやホームページ等での周知は行っていると思う。今後より受講者が増えるような周知方法について考えるよう担当課に伝えさせていただく。

**【職務代理】**

第 33 条の逐条解説の中に、コミュニティ団体の自主自立を支援していく必要があると記載があるが、自主自立の支援についての運用状況があまりない気がする。

**【事務局】**

確かに団体の自主自立を支援するということは、市としても課題の一つであると感じている。具体例を出すと No. 80 の市民協働事業提案制度等において、補助が終わる 4 年目以降に事業を継続できている団体はあまり多くないのが実情である。

しかしながら、クラウドファンディング等を活用し、自主財源の確保を行っている団体もあることから、こうしたノウハウを共有し、団体の自主自立をより支援する必要があると考える。

**【委員】**

No. 103 の青少年関係団体への支援について、R4 年度実績を他の事業と同じように金額や、件数等もう少し詳しく書いてほしい。

**【事務局】**

来年度以降対応する。

**【委員長】**

その他、質疑等無いようであれば運用状況について、「妥当」としてよろしいか。

<異議なし>

**【事務局】**

第34条の運用状況について説明

**【委員】**

地区市民自治推進組織の組織図があるとわかりやすいと思うが。

**【事務局】**

15 地区ごとに組織を構成するメンバーが異なるため、一律の組織図を明示するのは難しい。

**【委員長】**

具体的な構成員は。また、補助金は各地区一律か。

**【事務局】**

自治会長や学校の先生、PTA等さまざまな方が参加している。

一律ではない。均等割りをベースとしつつ、世帯数に応じて多少の増減がある。

**【職務代理】**

地区市民自治推進組織の活動結果について、他の地区の事業を参考にしたりするために公表した方がいいのではないか。

**【事務局】**

確かに公表した方がいいと思われる。対応について検討させていただく。

**【委員長】**

では委員会からの意見として「活動結果を公表することについて検討してほしい」ということを明記したいと思う。

また点検結果としては「おおむね妥当」としたいがよろしいか。

<異議なし>

**【事務局】**

第 35 条の運用状況について説明

**【委員】**

No. 109、110 にあるようなまちなかの活性化は非常に難しいと思っている。  
商業については海老名に任せておけばいいという人もいるが、そうではないと思う。

**【事務局】**

確かに海老名市は大規模な商業施設ができ、大きなマンションも次々と建設されている。これには駅前に未開発の土地が多くあったことが要因の一つであると思っている。

しかしながら厚木市にも、他市には無い魅力や、ポテンシャルがある。例えば No. 109 にあるアドベンチャー隊は市内の大学と連携し組織されている。厚木市には五つも大学があり、こういった今ある資源を有効活用し、厚木市を発展させていくことが重要であると思う。

**【職務代理】**

まちづくりに取り組む人材の育成について実施している運用状況があまり見えないが、たとえば No. 108 はどういった事業か。

**【事務局】**

No. 108 の市民活動を推進するための講座の開催は、ボランティア活動をされている方、またはこれから始めようとしている方を対象に、Web 会議のやり方であったり、効果的なチラシの作り方であったり、活動をより充実していただくためのスキルアップ講座となっている。

**【委員長】**

その他、質疑等無いようであれば運用状況について、「妥当」としてよろしいか。

<異議なし>

**【事務局】**

第 36 条の運用状況について説明

**【委員】**

たとえば何人分集まればできるのかといった住民投票のマニュアルはあるのか。

**【事務局】**

マニュアルはないと思う。

**【委員長】**

住民投票を実施できるのは市長か。

**【事務局】**

市民若しくは議会の請求又は市長の提案により実施することができる。

**【委員長】**

その他、質疑等無いようであれば、第2項はやはり住民投票を実施しない限り評価できないため、運用状況について、「評価不能」としてよろしいか。

<異議なし>

**【事務局】**

第37条の運用状況について説明

**【職務代理】**

第2項にある市外に人々の意見をまちづくりにいかすよう努めるとあるが、市外の人々の意見を聞く事業があまりないと思う。

例えば No. 129 にあるような定住人口の増加目指すにあたり、厚木市がどの層をターゲットにしているのかが見えない。

**【事務局】**

市としては、当然どの世代を優遇するといったことはないが、2022年には子育てしやすい街ランキングで県内1位の評価をいただいたりしているため、子育て世代への支援を拡充していると思う。

確かに、転入者を増やすのであれば、ターゲットとする層で市外に住んでいる人の意見を吸い上げ、厚木市に転入してもらえるような方法を考える必要があるかもしれない。

**【職務代理】**

厚木市は非常にポテンシャルがあるため、現在も人口が少しずつ増えている

と思うが、努力しても人口が減っていつてしまっている自治体は、マーケティングの分野において厚木市の2歩先くらいを歩いている。

エリアマーケティングを行う自治体が多い中、One To One マーケティングやその先のファンマーケティングまで行っている。厚木市としても余力がある今のうちにせめて他市の一歩先へいくよう努めていただきたい。西条市がこの分野では非常に進んでいる。

**【委員】**

他市との連携という部分で、清川村との連携はどういったものがあるのか。

**【事務局】**

No119にある消防分野、No122にある消費生活相談業務等で連携している。

**【委員長】**

いくつか意見が出た。

「将来的なリスクに備え、いまの段階から市外からの意見を取りこむ仕組みを検討していただきたい」という意見を付し、点検結果としては、「おおむね妥当」としてよろしいか。

<異議なし>

**【委員長】**

以上で点検はすべて終了となる。

皆様からいただいた意見を当委員会からの報告書としてまとめ、市長へ提出することとなる。最終的な報告書の確認については、委員長である私に一任していただいてもよろしいか。

<異議なし>

**【委員長】**

ではそのように進めさせていただく。

(2) 令和5年度市民参加手続の報告について

**【委員長】**

事務局から説明をお願いします。

**【事務局】**

資料2に基づき説明

<質疑・意見等なし>

(6) 閉会

**【委員長】**

他にないようでしたら、これで本日用意された案件は全て終了しましたので、進行を事務局にお返しする。

**【事務局】**

皆様、本日はありがとうございました。

次回の会議については別途通知にてお知らせするが、2月から3月頃に実施したいと考えています。

それでは閉会の挨拶を委員長職務代理よりお願いします。

**【職務代理】**

～閉会の挨拶～

**【委員】**

職務代理はマーケティングの専門家ということで、今回の点検の中でも非常に有意義な意見をいくつもいただいた。いつか機会を設けてお話を伺う場を設けることは可能か。

**【職務代理】**

ご要望いただけるのであれば対応させていただきます。

**【事務局】**

ありがとうございました。では職務代理と事務局で検討させていただきます。

以上をもちまして、自治基本条例推進委員会を閉会いたします。